

高松空港県営駐車場の指定管理者

高松空港県営駐車場について、令和4年11月香川県議会での指定の議決を経て、次のとおり指定管理者を指定しました。

1 指定管理者

高松空港株式会社（高松市香南町）

2 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

3 事業計画の概要

(1) 現行の管理との比較

項 目		事業計画	現 行	
利用時間		24 時間	同左	
休場日		年中無休	同左	
利用料金	利用料金	1 台につき、入場から 60 分までの場合	無料	同左
		1 台につき、入場から 60 分を超え、2 時間までの場合、30 分ごと	100 円	同左
		1 台につき、入場から 2 時間を超え、24 時間を越えない場合、1 時間ごと	150 円	同左
	定期券により利用する場合	1 台につき 1 月	5,140 円	同左
		1 台につき 3 月	13,870 円	同左
		1 台につき 6 月	24,670 円	同左
県からの年間委託料		0 千円 ^{※1}	同左	

備 考

(1) 5 時間を超えて利用する場合の利用料金は、1 台につき 800 円とする。

(2) 24 時間を超えて利用する場合の利用料金は、1 台につき 24 時間ごとに 800 円とする。

(3) 72 時間を超えて利用する場合の利用料金は、1 台につき 72 時間を超えた部分について 24 時間ごとに 700 円とする

(4) 障がい者が利用する場合の利用料金は、上記金額の 50%割引とする(10 円未満切り捨て)。

(以上、現行も同じ)

注) 事業計画は、確定したものではなく、今後変更する可能性がある。

※1 指定管理者は利用料金収入により施設の管理運営を行うため、県から委託料は支払わない。

(2) その他利用者サービス向上策

- ・ 空港敷地内に県営駐車場専用の事前精算機の設置を継続し、出庫時の快適性を維持する。
- ・ 空港前面駐車場も含めた時間帯ごとの駐車台数の傾向の分析結果等をもとに、両駐車場の混雑対策や年間の満車日数の減少対策等を講じることにより、空港利用者がより円滑に駐車場を利用できるようにする。
- ・ 引き続き、空港前面駐車場、県営駐車場の問い合わせ窓口を一元化し、駐車場利用に関する問い合わせ先を分かりやすくするとともに、両駐車場の混雑状況等についても高松空港株式会社のホームページ等により案内する。
- ・ 空港ターミナルビルと連動した取組みを進めるほか、見送り客へのサービス向上や広域からの集客拡大策等についても検討するなど、ターミナルビル、空港前面駐車場との一体的な運営により、利用者へのサービスを向上させる。